

令和5年度低所得者支援臨時給付金(均等割のみ課税世帯・子ども加算)のお知らせ

エネルギーや食料品などの値段が高くなって、生活することが大変な人が増えています。

次に当てはまる世帯は、市から一世帯あたり10万円と対象の児童一人あたり5万円がもらえます。

お金(10万円)がもらえる世帯

下の(1)(2)のすべてに当てはまる世帯

(1) 令和5年度の住民税が均等割のみ課税の世帯※

※「令和5年度の住民税6,000円のみを払っている人だけの世帯」もしくは

「令和5年度の住民税6,000円のみを払っている人と住民税を払っていない人の世帯」

(2) 2023年1月1日に日本にいて、2023年12月1日に可見市に住居登録がある世帯

お金(児童一人あたり5万円)がもらえる世帯

下の(3)に当てはまる世帯

(3) 令和5年12月1日の時点で可見市に住居登録がある18歳以下(平成17年4月2日から令和6年5月31日までの誕生日)の児童を扶養している世帯

《注意》

○税金を払う必要がある人に、世帯の全員が扶養※されているときは、お金はもらえません。

※扶養=自分ひとりの力で生活することが難しいため、家族や親せきが生活のお世話をしたり、助けたりすること

例えば ・税金を払っている親に扶養されている、ひとり暮らしの大学生

・税金を払っている子どもに扶養されている両親

○世帯の中に、租税条約※の届けを出している人がいるときは、お金はもらえません。

※租税条約=住んでいる市に税金を払わなくてよいようにするための国と国との約束

お金をもらう手続き

・お金がもらえる人には市から確認書を送りました。

・確認書に名前など必要なことを書いて、一緒に入っている封筒に入れて、郵便で送ってください。

・2023年1月2日から12月1日の間に転入・入国してきた人がいる世帯には、「確認書」や「案内書」は届きません。(ホームページ・窓口にある)申請書に必要なことを書いて、送ってください。

その他

支給要件確認書の1に記載された児童を扶養していない場合は、給付金事務室までご連絡ください。

可見市物価高騰対策給付金事務室 電話:0574-62-1118

窓口:可見市役所1階